

学校生活の心得【令和7年版】

(1) 生活目標

- (イ) 自主的な活動を通して、各自が責任のもてる行動と態度を身につける。
- (ロ) 集団の中における個人を自覚し、有意義な学校生活を営む。
- (ハ) 学習活動を中心にした、規則正しい生活態度を積極的につくりあげる。

(2) 登下校時

- (イ) 登下校時の服装は学習に適したものとし、華美なもの、非常時に安全を確保できないものは避ける。また、以下の場面では必ず学校指定の標準服を着用する。[式典、外部講師を招いての学習、定期考査、校外での指定の行事] それぞれの着こなしについては別に定める規定に従う。
- (ロ) ピアスの着用、化粧、染髪・パーマ、タトゥー等の装飾は禁止。校内においても同様
- (ハ) 8時30分に出席点呼をとるので、交通安全に努め余裕をもって登校する。
- (ニ) 欠席・早退・遅刻は、あらかじめ連絡する。
- (ホ) 自転車通学希望者は申請書を提出し、許可を得る。交通規則や校内ルールを守らない場合は、許可を取り消す場合もある。
- (ヘ) 自転車通学を登録した場合、他の通学方法（電車等）は登録できないので注意する。
- (ト) 単車等による通学は禁止

(3) 校内生活

- (イ) 施設・設備等の公共物は大切に使う。また、破損、紛失した場合は担任に届け出る。（自己過失は弁償）
- (ロ) 下足ロッカーは、各生徒個人のものではないので、丁寧に使用するものとする。
- (ハ) 学習環境の清潔・整頓に心がける。
- (ニ) 授業中の携帯電話、スマホの使用は原則禁止であるが、担当者の指示によっては使用可能な場合もある。
- (ホ) 登校後は校外に出ることを禁止する。やむを得ない事情のある場合は、担任の許可を得て外出する。
（無断外出は、学校として指導を行う。）
- (ヘ) 下校時間は、原則として5時とする。
- (ト) 定時制課程も設置されているので、両課程の生徒が、互いに円滑な学校生活が営めるよう留意する。
- (チ) 定時制の授業は5時に始まるので、遅くとも4時50分には教室、その他の施設の使用を終える。
- (リ) 多額の金銭など、学校生活に不要な貴重品は持ってこない。また、貴重品の管理は個人で責任を持つ。
- (ヌ) 本校は二足制を実施しているため、スリッパのまま屋外へ出たり、下足で校舎内に立ち入ったりしない。スリッパは規定の物（色も指定）を使用する。

(4) 校外生活

- (イ) 喫煙・飲酒・賭け事等は厳禁とする。同席の場合も指導対象とする。
- (ロ) 外部の諸機関（警察・補導センター等）の指導を受けた場合は、事案の大小にかかわらず、直ちに学校に連絡する。（外部機関から学校へ連絡がある以前に、自主申告することが重要である。）

(5) ロッカー使用上の注意

- (イ) ロッカー室の美化に努め、落書き、シール等は貼らない。また、ロッカーの上に私物を置かない。ロッカー上の私物は廃棄する。
- (ロ) 万一ロッカーの破損、扉の紛失等があれば速やかに生徒指導部に連絡し、修理を依頼して原状への回復を図る。
- (ハ) 緊急時、学校側の判断でロッカーを開ける場合がある。

(6) 旅行

- (イ) 旅行について必ず保護者の許可を得る。
- (ロ) 旅行の期間は、夏休み、冬休み、春休みの長期休暇中とする。
- (ハ) 学割を必要とする時は、生徒指導部に相談、学割請求書（事務室に有）に生徒指導部印をもらい事務室に提出する。

(7) アルバイト

アルバイトは原則禁止であるが、家庭の事情等でやむを得ずアルバイトを行う場合は、家庭で十分話し合った後、学校へ届けを提出する。学校の承認印を要求する事業所があるが、原則として発行しない。労働条件については、事業主と交渉し十分に納得した上で契約する。アルバイトが本人の学業の妨げになる場合や、高校生として相応しくない内容である場合は、保護者と相談の上、中止させることもある。

『アルバイト』提出の手順

- ① 担任から届出用紙をもらい、必要事項を記入する。
- ② 保護者の署名（保護者自筆）、捺印
- ③ 担任に提出し、点検・助言を得た上捺印を受ける。
- ④ 生徒本人から生徒指導部に提出する。
- ⑤ 生徒指導部の助言・捺印を受ける。

(8) 運転免許取得について

運転免許の取得については、特に制限は設けていないが、次のような場合は指導の対象となる。

- (イ) 単車等で通学した時。
- (ロ) 交通事故・交通法規違反等で家裁呼び出しを受けた時。

（令和7年4月1日 改正）